

# 新発田に住みませんか？

新発田市への移住や、住宅取得の後押しをさせていただきます。



## 住宅支援事業のお知らせ

新発田市で実施している住宅支援事業のお知らせです。

詳細な制度内容等は新発田市HPをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

※いずれの制度も予算の上限に達し次第募集を締め切ります。

### \* 住宅取得補助金

当市に転入予定または転入後3年以内で、対象地域で住宅を新築、取得する方に住宅取得費用を補助します。

受付開始日：令和3年4月15日（木）

補助額：最大150万円

※新築または増改築を行う住宅の場合は工事の施工前、建売住宅または中古住宅の場合は売買契約前に申請が必要です。

市と協定を結ぶ以下の金融機関では、住宅取得補助金交付対象者に貸付金利が優遇される場合があります。

**新発田信用金庫** 定住ローン 金利0.10%  
お借入から最初の2年間

**フラット35** 金利引下げ期間 当初5年間  
金利引下げ幅 【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

### \* 空き家バンク

市内の空き家を売りたい方、買いたい方を支援します。

売却者：家財道具等処分にかかる経費の一部を補助します。

（対象経費の2/3以内 上限額10万円）

購入者：売買契約成立後に祝金を進呈します。

（市外から転入者の場合10万円、市内在住者の場合5万円）

### \* U・Iターン家賃補助金

当市に転入し、新潟県内に就職した方またはしている方に賃貸住宅家賃を補助します。

受付開始日：令和3年4月15日（木）

補助額：月額家賃の3分の1以内（上限2万円、最長24か月）

※当市へ住民登録した日から6か月以内に申請してください。

### 【申込み・問合せ先】

#### ● U・Iターン家賃補助金 に関すること

新発田市みらい創造課 ライフデザイン係  
新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた5階  
TEL：0254-28-9531

#### ● 住宅取得補助金、空き家バンク に関すること

新発田市建築課 空家・住宅対策係  
新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階  
TEL：0254-26-3557

新発田市ホームページ

<http://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/iju/uiturn/index.html>



（裏面にも説明があります。）

## 住宅取得補助金

- 対象者** 補助対象者は次の(1)から(8)までの要件をすべて満たす必要があります。※(9)は該当者のみ
- (1) 転入日(転入予定日)を起算日として転入日前2年の間に新発田市に住所を有していない方。
  - (2) 転入日以後10年以上新発田市に居住する意思を有し、市外へ転出する見込みがない方。
  - (3) 次のいずれかに該当する方。
    - ① 転入日から起算して3年以内に交付申請を行う方。
    - ② 交付申請後に転入する予定である方。
  - (4) 転入前の住所地における市区町村税に滞納がない方。
  - (5) 請負契約又は売買契約における契約者本人である方。  
(共有名義による契約の場合は、申請者の持分が2分の1以上である必要があります。)
  - (6) 申請日における年齢が50歳未満である方。
  - (7) 新潟県内の企業等に就業している方、または個人事業主。若しくは、実績報告時まで就業し、雇用証明書を提出できる方。
  - (8) 属する世帯が2人以上である方。
  - (9) 市有地の活用において、実績報告時に土地の名義人が申請者本人である方。  
(共有名義の場合は、申請者の持分が2分の1以上である必要があります。)

●**対象地域**

- ・市有地(申請日を起算日として1年以内に購入したもの)※全区域対象
- ・11地区(五十公野地区、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、川東地区、菅谷地区、加治地区、佐々木地区、豊浦地区、紫雲寺地区、加治川地区)※一部対象外の地域があります。
- ・本庁地区(本町1～4丁目、諏訪町1～3丁目、中央町1～5丁目、大栄町1～4・7丁目、大手町1～6丁目、緑町3丁目、城北町1丁目、西園町1～3丁目、御幸町1～3丁目、住吉町1丁目、東新町2・3丁目、新富町1・2丁目、中田町1～3丁目、小舟町1～3丁目、新栄町3丁目、島潟・板敷、西名柄、長畑、中谷内、桑ノ口、道賀)

- 対象建物** 新築住宅、中古住宅及び、同居等による増改築を行う住宅で年度末までに建物の引き渡しに関する実績報告が完了するもの。※新築住宅と増改築を行う住宅の場合は工事の施工前、建売住宅や中古住宅の場合は購入契約前の物件のみが対象です。

- 基本補助金額** 新築住宅：60万円、中古住宅：30万円、親元等への同居による増改築：50万円

- 加算補助金額** 子育て世帯：1人10万円、2人20万円、3人以上30万円、親元等へのUターン：20万円、新築住宅または親元等同居による増改築を市内業者が施工：10万円、市有地取得：20万円、市内新規就労：10万円

## 空き家バンク制度祝金(空き家バンク)

- 対象者** 売却者…市内に空き家を所有し、売却を行う権利を有する方。  
購入者…登録物件を購入し、定住される方。

物件情報は  
ホームページ等で  
公開しています。

- 対象建物** 居住を目的として建築し、現在居住のために使用されていない建物。

- 補助金額** 売却者：家財道具処分にかかる経費の一部を補助(対象経費の2/3以内 上限額10万円)  
購入者：市外からの転入される方は10万円、市内にお住まいの方は5万円

## U・Iターン促進住宅支援事業補助金(U・Iターン家賃補助金)

- 対象者** 補助対象者は次の(1)から(6)までの要件をすべて満たす必要があります。
- (1) Uターン又はIターンであって、新発田市内の民間賃貸住宅に居住している方で、居住を開始した日から6か月を経過していない方。
  - (2) 転入日以後5年以上新発田市に居住する意思を有し、5年以上市外へ転出する見込みがない方。
  - (3) 新潟県内の企業等に就業している方、または個人事業主。
  - (4) 生計を一にする世帯全員が納付すべき納期限の到来した市税等を完納している方。
  - (5) 他の公的制度による家賃補助を受けていない方、世帯に属する方いずれもが過去にこの補助金の交付を受けていない方。
  - (6) 転入日前2年の間に当市に住所を有していない方。
  - (7) 国家公務員及び地方公務員ではない方。

- 対象物件** 新発田市内に所在する民間の賃貸住宅  
(社宅・寮・市営住宅等の公共的な住宅及び2親等以内の親族が経営する物件は対象になりません。)

- 補助金額** 賃貸住宅家賃…月額家賃の1/3以内・限度額15,000円/月(期間は最長24か月)  
※市内新規就労をされる方は、上限額が20,000円となります。

いずれの制度も記載し切れていない要件がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

### 【申込み・問合せ先】

住宅取得補助金・空き家バンク  
U・Iターン家賃補助金

建築課 空家・住宅対策係  
みらい創造課 ライフデザイン係

TEL：0254-26-3557  
TEL：0254-28-9531